



通信販売の「回数縛りなし」は定期購入かも!?

[相談事例]

インターネットを見ていたら、「1袋初回限定価格 1980円!!」という健康食品の広告が現れた。販売サイトの「購入回数に制限はありません」との説明を見て、『回数制限がない=縛りがない=定期購入ではないから、初回 1980円だけお試しで使い、良ければ追加しよう』と思い注文した。



2週間後…

飲んで効果を実感できないでいたら、1か月分2袋と12000円の払込用紙が届いた。業者に苦情と返品を申し出たら、「定期購入の契約だ。規約に書いてある」と拒否された。納得がいかない。

定期購入



[ここがポイント!!]

- 「回数の制限がない」「縛りがない」契約とは、例えば「5回買わないと解約できない」のように「必須購入回数の特約がない**定期購入の契約**」です。
- 広告や販売サイト上の説明や利用規約は契約するうえでの特約として、法的に有効です。よく確認し、納得してから注文しましょう。
- インターネット通販では、申込みの最後に、注文内容の「最終確認画面」が表示されます。内容をよく確認し、スクリーンショットや写真で保存してください。不安があれば、注文を中止しましょう。
- 国民生活センターが作成した「その申込み、定期購入ではありませんか? 最終確認画面チェックリスト」(QRコード参照)も活用してください。
- なお、健康食品は「食品」です。効果効能が確認できている「薬」ではありません。場合により健康を害することもありますので、注意しましょう!



(消費生活相談員)

亡くなった後のスマホ等の解約に備えましょう

スマホ等のID・パスワードは、第三者に知られないよう適切に管理することが重要です。一方で、デジタル遺品を確認する必要がある場合に、故人のスマホ等のID・パスワードが分からずデータを調べられないという問題が発生しています。そのため、万が一の際に、遺族が故人のスマホ等をロック解除できるようにしておく必要があります。

<事例 1>

亡くなった兄が生前利用していたネット銀行の口座を確認するため、携帯電話会社の店舗にスマホの画面ロック解除を依頼した。「初期化はできるが、画面ロックの解除はできない」と言われた。これではデジタル遺品の確認ができない。(60歳代)

<事例 2>

夫が亡くなり携帯電話を解約した。最近、夫が契約していたスマホのセキュリティのサブスク契約が残っていることが分かり、事業者にお問い合わせると「すぐに解約するにはIDとパスワードが必要だ。それが分からなければすぐには解約できない」と言われた。(80歳代)

★ このようにならないために、例えば、名刺サイズの紙にパスワード等を記入し、修正テープでマスキングなどした「スマホのスペアキー」を作り、万が一の際に家族がみつげられる場所に保管しておく方法があります。

★ 毎月支払いが発生しているインターネット上の契約は、サービス名・ID・パスワードを日頃から整理するほか、エンディングノートの活用も検討しましょう。あんしん・いなぎ（稲城市社会福祉協議会）では、エンディングノートを無料で市役所の高齢福祉課やふれあいセンター等にて配布しています（QRコード参照）。



本情報は、国民生活センターが公表している情報をもとに編集・発行しています。

<参考>

今から考えておきたい「デジタル終活」ースマホの中の“見えない契約”で遺族が困らないためにー

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20241120_1.html

クーリング・オフなど契約に関する相談は・・・

稲城市消費生活センター

稲城市百村 2111 番地

パルシステム生活協同組合連合会稲城市務センター3階

相談電話 042-378-3738

月～金曜日（年末年始・祝日除く）

午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

